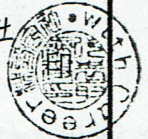


届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

①2017年7月13日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ういず きかりあ
with Career 株式会社
②届出者氏名 たなか じゅん
田中 潤



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ-307545
(ふりがな) ④氏名又は名称	ういず きかりあ with Career 株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒101-0031 電話 03(5829)8035
	とうきょうと ちよたく ひがしかんだ 東京都千代田区東神田 2-9-8
	たかほし かい 高橋ビル 4階F
⑥適用開始・変更予定日	2017 年 7 月 12 日
⑦届出・変更届出内容	別途 手数料表の通り
⑧備 考	



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;">40%</p> <hr/> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;">40%</p> <hr/> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス</p> <p>【職業紹介の付加サービス】</p> <p>*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p>	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: center;">0 % (または 円)</p> <hr/> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

13-ユ-307545

事業所の名称及び所在地

東京都千代田区東神田 2-9-8 高橋ビル 4F

with Career 株式会社

代表取締役 田中潤